## 議案第22号

和解について

市が管理する道路において発生した筆界確定等請求控訴事件に関し、次のとおり和解する。

よって、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項 第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月24日提出

向日市長 安 田 守

#### 1 事件番号

大阪高等裁判所令和3年(ネ)第1110号筆界確定等請求 控訴事件

事件原告及び控訴人 向日市民1名

## 2 和解の要旨

- (1) 相手方及び市は、別紙物件目録記載1の土地と別紙物件目録記載2の土地の筆界は、別紙図面1の256・K61・3 07の各点を結ぶ直線であるとの認識で一致していることを 相互に確認する。
- (2) 相手方は市に対し、土地の境界線の鉛直線上の北側に建てられている部分(ただし、2階及び3階部分を除く)を収去して、別紙物件目録記載2の土地のうち別紙図面1のK61・307の各点を結ぶ直線の北側部分の明渡義務があることを認める。
- (3) 市は、相手方に対し、前項に基づく明渡義務の履行を本和 解成立後3年間猶予する。
- (4) 被控訴人は、その余の請求を放棄する。控訴人と被控訴人

は、本件訴訟手続きを終了させる。

- (5) 控訴人及び被控訴人は、控訴人と被控訴人との間には、本 和解条項に定めるもののほか、本件に関し、何らの債権債務 がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は第1、2審を通じて各自の負担とする。

### (参考) 訴訟の概要

向日市道第3008号線の整備において、平成29年度から官民境界の確定を進めていたが、相手方とは、双方の主張が折り合わず、不調に終わっていた。

その後、令和2年6月17日相手方が京都地方裁判所に境界確定等請求の訴状を提出し、これに対し、同年8月28日、市は越境部の明け渡しを求める反訴状を京都地方裁判所に提出した。

令和3年3月24日、争点になっている土地の境界について、相手方は市の主張する直線が土地境界線であること及び市の主張する土地境界線より越境している部分を収去して土地を明け渡せとの判決が言い渡された。

同年4月12日、相手方が大阪高等裁判所へ控訴状を提出した。

同年7月15日、大阪高等裁判所から和解を検討するよう申し入れがあり、協議を重ねた結果、同年12月27日、裁判所から本市の主張する内容を前提とした和解条項が送付された。

# 物件目録

1 所 在 向日市森本町

地 番

地目宅地

地 積 84.73㎡

2 所 在 向日市森本町

地 番

地 目 用悪水路

地 積 3157㎡

3 所 在

居宅

向日市森本町

家屋番号

種 類

構 造

床面積

以上





平 面 図 S=1:100

